

広島県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年六月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
播反会館	世羅郡世羅町大字別迫二二五三番地 三	平成二十三年六月二日
ひぐらし荘	世羅郡世羅町大字宇津戸二九〇九番地	平成二十三年六月二日